

後期高齢者医療制度が

はじまります

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年6月成立）」の施行により、平成20年4月から、75歳以上の高齢者（後期高齢者）を対象とした新しい医療制度がはじまります。

被保険者（対象者）
 新たな医療制度の被保険者となる方は、埼玉県内にお住まいの75歳以上の方および65歳以上75歳未満で一定の障害のある方（申請して広域連合の認定を受ける必要があります）です。

これは現行の老人保健制度における老人医療対象者と同じです。

健康保険組合等の被扶養者であった方も対象となり、後期高齢者医療制度への加入後は、国民健康保険、健康保険組合、政府管掌保険、共済組合等の被保険者ではなくなります。

加入する日
 ・平成20年4月1日に満75歳以上の方は、平成20年4月1

日から

・平成20年4月以降に75歳になる方は、75歳の誕生日当日から

・75歳以上の方が伊奈町に転入した日から

・65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が申請して広域連合から認定を受けた日から

被保険者証（保険証）
 被保険者証（保険証）は、平成20年3月下旬にお手元にお届けする予定です。

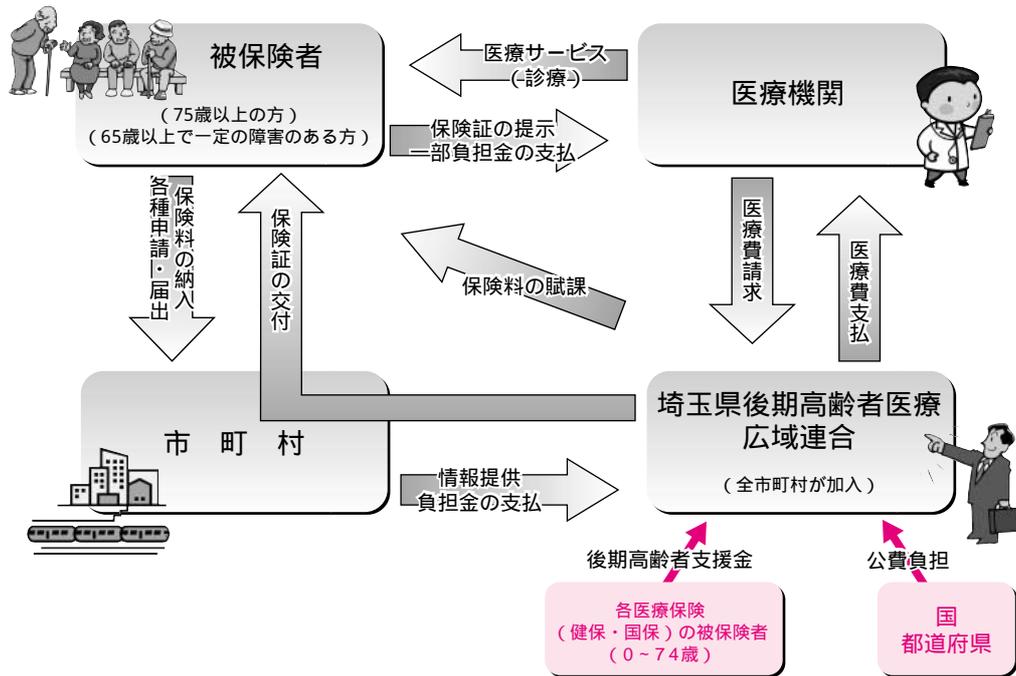
保険料
 保険料は、被保険者個人単位で算定・賦課します。保険料の徴収は、原則として特別徴収（いわゆる年金天引き）の方法によります。

お医者さんにかかるとき
 埼玉県後期高齢者医療広域連合が交付した保険証を医療機関へお持ちください。窓口では、現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の一部（1割。ただし現役並み所得者は3割）を負担していただきます。

【制度のしくみ】

運営のしくみ
 後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。

町では、保険料の徴収、各種申請・届出の受付、保険証の引渡しなど、被保険者のみなさんにとって身近な窓口業務を行います。
 国 福祉課医療係内2128



ご存じですか「行政相談週間」

10月15日(月)～21日(日)

総務大臣から委嘱された行政相談委員が国・県・町の行政に対する要望や苦情などの相談に応じています。

町では、上記以外にも、毎月定例相談所（第3火曜10時～12時 会場：伊奈町役場）を開設しています。 国 住民相談室内2191

町税等の納期のお知らせ

納付期限 **10月31日**

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。 国 収税課内2143

町県民税 3期
 国民健康保険税 4期
 介護保険料 4期

**社会保険事務所への
年金加入記録の請求を
代行します**

社会保険庁の年金記録問題における住民の皆様への不安を少しでも解消できるよう、役場住民課の窓口で、社会保険事務所への年金加入記録の照会を受け付けます。

対象者

伊奈町に住居登録している方のみ（代理人請求もできません）、その場合には委任状が

**学生納付特例制度の
申請手続きは
お済みですか**

学生納付特例制度とは、国民年金に加入している20歳以上の学生の方で、経済的に保険料の納付が難しい方のために、在学期間中の保険料を後払いでできる制度です。

申請は毎年（学年ごと）必要になりますので、昨年度この制度を利用して、今年も希望する場合は忘れずに申請してください。

対象

大学（院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校

必要です（

回答

後日社会保険事務所より本人あてに郵送されます。

必要書類等

年金手帳（年金証書）・納付書など年金番号がわかるもの・本人確認ができるもの（運転免許証や保険証等）・印鑑

受付方法

窓口で申請書を記入していただきます。（郵送・電話での受付はできません）

☎ 住民課年金係内2117

および各種学校等の学生（夜間・定時制課程や通信制課程の方を含む）であって、本人の所得が11.8万円以下の方。

扶養親族控除等がある場合には、基準額が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

持参するもの

年金手帳、学生証（または写し）、印鑑
承認期間
平成19年4月～平成20年3月
30歳未満で学生でない方については、「若年者納付猶予制度」がありますので、お問い合わせください。

☎ 住民課年金係内2117

**国民健康保険の
保険証を送付しました**

10月1日から使用する国民健康保険の被保険者証（保険証）を、配達記録郵便で送付しました。

* 医療機関で提示の際は、お間違えのないようにしてください。

* 有効期限が過ぎた保険証は、住民課へ返却をお願いします。

ふれあい活動センター（ゆめくる）や県民活動総合セ

ンター出張所でもお預りします。（休館日を除く）
忘れていませんか？
国民健康保険の届出

『今まで勤めていた会社を退職し、健康保険がなくなつてしまった方』は国民健康保険への加入、または『国民健康保険だった方が就職をし、会社等の健康保険に加入した場合』は国民健康保険からの脱退の手続きが必要になります。

会社や健康保険組合から国民健康保険への連絡はありますか？
必ず届出をしてください。

* 国民健康保険に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
子どもが生まれたとき	印鑑
会社の健康保険を、本人または被扶養者が抜けたとき	会社の健康保険を、本人または被扶養者が抜けた証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

* 国民健康保険から抜けるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証
会社の健康保険に、本人または被扶養者として入ったとき	国民健康保険証・会社の健康保険証（保険証未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
国民健康保険の加入者が死亡したとき	印鑑・保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書

* その他

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わったとき	保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を一緒にしたり、分けたりしたとき	
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	本人確認できるもの（運転免許証や納税通知書）
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書

参加者募集!
国民健康保険事業

健康ウォーク

日時 10月27日(土) 9時～13時
場所 総合センター集合
内容 正しく効果的なウォーキング方法、実地ウォーキング、食生活改善推進協議会による生活習慣病予防食の提供・試食など（雨天時は講習会と生活習慣病予防食の試食などを行います）
コース 総合センターと無線山周辺の往復7kmのコース
費用 無料
服装 動きやすい服装
申込 10月12日(金)までに、電話で住民課国民健康保険係内2117へ